City of SENDAI

令和7年4月1日ー

Series 6

# 特定カスタマーセンター立地促進助成金

## 交付内容

1 設置［新設・増設・市内移転］

基本額：新規投資に係る固定資産税等相当額の**100%**（限度額：なし）
期　間：**3年間**（重点加算地域**+２年**）

【重点加算地域】
〇**都心部**　都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第２条第３項の規定に基づく都市再生緊急整備地域

2 雇用加算

基本額：新規雇用の正社員１人につき**60万円**を加算（限度額：なし）
その他の新規雇用者１人につき**10万円**を加算（限度額：**5,000万円**）

※新規雇用者が20人以上であることを条件に、助成期間内において一度限り交付します。
**新規雇用者とは？**
［1］市内に住所を有する　［2］1年以上の継続雇用　［3］社会保険の被保険者　の3条件に該当する方をいいます。

## 交付対象

［特定カスタマーセンター（インバウンド）］

電話やインターネット等の通信回線、PBX(Private Branch Exchanger)、CTI(Computer Telephony Integration)等のシステムを用いて、専任のオペレーターが、主に顧客からの問い合わせに対応し各種顧客サービスの提供を集約的に行う事業所

## 交付要件

投下固定資産相当額**3,000万円**以上（市内中小企業の場合は**1,000万円**以上）

〇取得：取得価格に土地は0.5、建物は0.7、生産設備は0.7を乗じた値を「投下固定資産相当額」とします。
〇賃借：月額賃借料に土地は100、建物は70を乗じた値を「投下固定資産相当額」とします。
ただし、月額賃借料の上限は、土地は500円/㎡、建物は8,000円/㎡（サービスオフィスの場合、31,000円/㎡）です。
〇市内移転の場合は、市内移転に伴って新たに雇用された者の合計人数が20人以上であることとします。
〇交付要件については初回交付申請時に改めて確認します。

## 申請手続き

〇助成金の指定を受けるには、原則として、立地の意思表明前に事前協議を行い、**事業着手の30日前**までに、交付指定申請書の提出が必要となります。
〇助成金の**最終交付年度後の5年間は、操業継続報告書の提出が必要**となります。操業継続報告書の提出がない場合や当該事業が廃止、休止された場合等には、助成金の返還を求める場合があります。

## 助成金交付指定申請の流れ

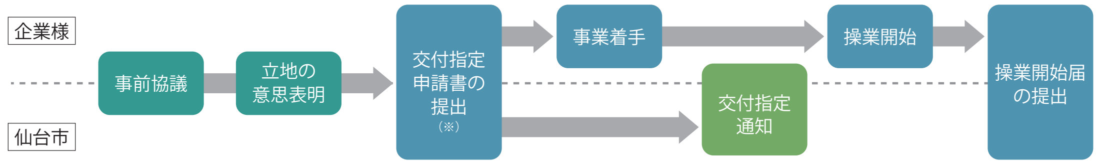


※事業着手の 30 日前まで

## 助成金交付の流れ

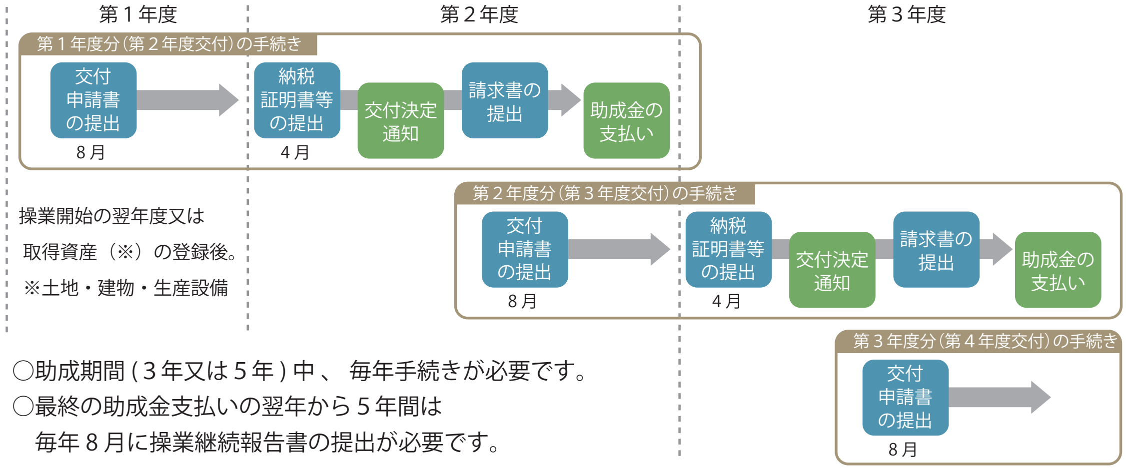


操業開始の翌年度又は取得資産（※）の登録後。
※土地・建物・生産設備

○助成期間 ( 3 年又は 5 年 ) 中 、 毎年手続きが必要です。
○最終の助成金支払いの翌年から 5 年間は
毎年 8 月に操業継続報告書の提出が必要です。

## 助成金額の試算例（基準型）

| 試算条件 | 交付要件 |
|---|---|
| 入居施設坪単価：10,000円<br>※消費税及び共益費を除く<br>賃借スペース：50坪<br>新規雇用：10人（正社員）<br>10人（その他の雇用者） | 投下固定資産相当額<br>3,000万円以上<br>（市内中小企業者は1,000万円以上） |

| | |
|---|---|
| 投下固定資産相当額 | 10,000円/坪×50坪×70（係数）＝ 35,000,000円 |
| 基本助成金額 | 35,000,000円 × 1.7%（税率）＝ 590,000 円（万円未満切捨）<br>590,000円 × 3年間　＝ 1,770,000円<br>※税率＝固定資産税率1.4%+都市計画税率0.3%を足したもの。 |
| 雇用加算 | （正社員）600,000円 × 10人<br>＋<br>（その他）100,000円 × 10人　＝ 7,000,000円<br>※要件：市内に住所を有すること、1年以上の継続雇用、社会保険の被保険者の3つすべてに該当<br>※助成期間内に一度のみ交付 |
| 総額 | 1,770,000円 ＋ 7,000,000円 ＝ 8,770,000円 |

## 助成金額の試算例（大規模型）

| 試算条件 | 交付要件 |
|---|---|
| 入居施設坪単価：10,000円<br>※消費税及び共益費を除く<br>賃借スペース：200坪<br>新規雇用：40人（正社員）<br>60人（その他の雇用者） | 投下固定資産相当額<br>3,000万円以上<br>（市内中小企業者は1,000万円以上） |

| | |
|---|---|
| 投下固定資産相当額 | 10,000円/坪×200坪×70（係数）＝ 140,000,000円 |
| 基本助成金額 | 140,000,000円×1.7%（税率）＝2,380,000 円（万円未満切捨）<br>2,380,000円×3年間　＝ 7,140,000円<br>※税率＝固定資産税率1.4%+都市計画税率0.3%を足したもの。 |
| 雇用加算 | （正社員）600,000円 × 40人<br>＋<br>（その他）100,000円 × 60人　＝ 30,000,000円<br>※要件：市内に住所を有すること、1年以上の継続雇用、社会保険の被保険者の3つすべてに該当<br>※助成期間内に一度のみ交付 |
| 総額 | 7,140,000円 ＋ 30,000,000円 ＝ 37,140,000円 |

事前協議や申請手続きなどの詳細については、下記担当部署までお問い合わせください。

［お問い合わせ］
仙台市経済局産業集積推進課　Tel：022-214-8276／E-mail：kei008040_13@city.sendai.jp
仙台市総務局東京事務所　Tel：03-3262-5765／E-mail：som001310@city.sendai.jp

仙台市企業進出ガイド
http://www.city.sendai.jp/invest/